

## 宣 誓 書

毒物及び劇物取締法第 8 条第 2 項第 4 号（毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者）に該当しておりません。

年 月 日

住 所

氏 名

広島県 保健所長 様